

議 答 申 個 第 3 0 号

平 成 2 3 年 3 月 1 0 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

民生児童委員連合会事務局及び民生児童委員への一人暮らし高齢者にかかる見守り事業のための情報提供について（答申）

平成23年1月12日付け生福支第1114号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>生駒市民生児童委員連合会事務局及び生駒市民生児童委員への一人暮らし高齢者にかかる見守り事業のための情報提供について</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>提供する個人情報については、次の意見を付けた上で適当なものと認める。また、本人通知は省略して差し支えない。 〔附帯意見〕 実施機関は、一人暮らし高齢者の個人情報について、民生児童委員連合会事務局及び民生児童委員と連携し、より一層厳正にその管理を徹底されることを要望する。</p>
<p>審議内容</p>	<p>本審議会は、今回の案件を慎重に審議した結果、高齢化社会が急速に広がるなか、一人暮らし高齢者の見守り事業は、極めて公益性の高い事業であり、その必要性は明らかであり、提供先である民生児童委員においては、その業務全般について個人情報を取り扱うことから、個人情報保護について研修され、法律でも守秘義務が課せられていること、取りまとめを行う民生児童委員連合会事務局についても生駒市社会福祉協議会に属しており生駒市社会福祉協議会個人情報保護規程により、個人情報の管理が行われることから、提供する一人暮らし高齢者の情報が適正に取扱いされると認められる。また、本事業は、実施機関が提供した個人情報をもとに民生児童委員が、各一人暮らし高齢者を訪問し、本人の緊急連絡先やその状況把握を直接同意のもとで記録することから、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。 よって、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>審 議 日</p>	<p>平成23年2月17日</p>
<p>個人情報取扱事務の名称</p>	<p>一人暮らし高齢者台帳（調査票）</p>
<p>提供する個人情報の項目</p>	<p>住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等の見守りに必要な情報</p>
<p>提 供 先</p>	<p>民生児童委員連合会事務局及び民生児童委員</p>

利用の目的等	<p>本事業は、高齢化社会が急速に広がるなか、一人暮らし高齢者の見守りを実施し、一人暮らし高齢者の方々の状況にあった適切な支援ができるように情報を収集するものである。</p> <p>具体的な事業内容は、実施機関が提供した個人情報をもとに民生児童委員が、各一人暮らし高齢者を訪問し、本人同意のもと緊急連絡先等の情報を記録し、見守りを行う事業である。</p>
所管課	福祉健康部 福祉支援課